

政策情報学会
第 15 回 研究大会



2019 年 11 月 30 日（土）

会場 東洋大学 白山キャンパス

政策情報学会第 15 回研究大会 開催にあたって

テーマ：「イノベーションと政策情報」

イノベーションという言葉ほど、現在多く語られる単語も珍しい。しかしそうであるがゆえに、イノベーションという言葉に込められる意味も増え、精密な議論が難しくなるきらいがある。

イノベーションとは何かを先行研究から把握しようとする、いくつかの意味のグループがみてとれる。それは、非連続性であり、革新性であり、新たな市場創造であり、知識の重要性であり、技術と市場のコミュニケーションであり、リスクと不確実性であり、競争力の源であったりする。

そしてこんにち、企業もそして国家も、イノベーションの創出にしのぎを削っている。それは企業にとってみれば存亡の鍵であり、国家にとってみれば成長の礎となるからであろう。そして、そこには、「政策」と「情報」が鍵概念として浮かび上がる。イノベーションを創出し発展させる「政策」とはなにか、いかなる「情報技術」が社会に革新性を与えるのか。まさに政策情報学会が創設されて以来の 15 年間は、イノベーションをめぐる熾烈な争いとトライアル・アンド・エラーが繰り返された時期とも一致する。

イノベーションをめぐる先行研究を紐解くと、プロダクト・イノベーションとプロセスイノベーション、持続的イノベーションと破壊的イノベーション、オープン・イノベーションとクローズド・イノベーション、リバース・イノベーション、イノベーションの民主化、価値共創、経験イノベーションなど議論の広がりや深まりが看取される。これらの議論もそれぞれにおいて重要であることを踏まえたうえで、本研究大会では、イノベーションに関する議論の中でも以下の点を強調したい。

第一に、企業と顧客という経営学的な視点を「政策」へと敷衍して、公共サービスと社会アクターという視点を入れたイノベーションの議論である。第二に、ICT の発展と現行の規制がぶつかる分野における規制緩和の問題である。第三に、イノベーションを興すための社風や教育の問題である。これら三つの点についての議論が深まらない限り、イノベーションという言葉は、単なるお題目になる可能性がある。

本研究大会の午後の部は東洋大学グローバル・イノベーション学研究センターとの共催とした。イノベーションと政策情報について、参加者の皆さんと議論を深めたい。

今大会は政策情報学会としては初めての東洋大学での開催であり、近年竣工したばかりの白山キャンパス 10 号館および 8 号館で行います。東京駅からも 30 分圏内でアクセスしやすい環境ですので、しばらく学会に参加できなかった会員の皆様もぜひお越し下さい。研究発表の積極的なエントリーもお待ちしております。

政策情報学会第 15 回大会実行委員長
東洋大学国際学部准教授
市川 顕

大会参加要領

- (1) 日時・場所 2019年11月30日(土) 10:00～17:50 (受付: 9:30～16:30)
東洋大学白山キャンパス 10号館および8号館
- (2) 大会参加費 一般会員・学生会員・非会員 1,000円
※学生会員の方は身分証明書をご提示下さい。
※東洋大学の学部・大学院生は無料(学生証をご提示下さい)。
- (3) 懇親会費 一般会員・学生会員・非会員 4,000円
※懇親会費は事前に大会受付にてお支払い願います。
- (4) 研究発表 1人あたり発表15分+質疑5分
- (5) 大会本部 〒112-8606 東京都文京区白山 5-25-20
東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科 市川研究室 宛
E-Mail: taikai-15@policyinformatics.org
- (6) 学会事務局 <本部>
〒272-8512 千葉県市川市国府台 1-3-1
千葉商科大学内
- (7) 使用会場
- | | |
|-----------------|-------------------|
| 開会式 | 10号館2階 A202 教室 |
| 研究発表(研究大会賞選考報告) | 10号館2階 A202 教室 |
| 研究発表(一般報告A) | 10号館3階 A303 教室 |
| 研究発表(一般報告B) | 10号館2階 A204 教室 |
| 休憩室 | 10号館1階 A103 教室 |
| 学会賞選考審査 | 10号館3階 A305 教室 |
| 理事会 | 10号館3階 A305 教室 |
| 定期総会 | 10号館2階 A202 教室 |
| 基調講演 | 8号館7階 125 記念ホール |
| パネルディスカッション | 8号館7階 125 記念ホール |
| 学会賞授与式 | 8号館7階 125 記念ホール |
| 閉会式 | 8号館7階 125 記念ホール |
| 懇親会 | 8号館1階 TRES Dining |
- (8) 昼食場所 10号館休憩スペースおよび8号館B1階および6号館B1階の学食をご利用ください。会場付近にはカフェ等もあります。

会 場 東洋大学 白山キャンパス
〒112-8606 東京都文京区 5-28-20

主 催 政策情報学会

共 催 東洋大学グローバル・イノベーション学研究センター

プログラム

受付	9:30～12:00 12:00～16:30	10号館1階A103教室前 8号館7階125記念ホール
大会参加費：1,000円		
開会式	10:00～10:10	10号館2階A202教室
開会挨拶：市川 顕（大会実行委員長：東洋大学） 会長挨拶：若井郁次郎（政策情報学会会長：モスクワ州国立大学）		
研究発表（研究大会賞選考報告）	10:20～11:05	10号館2階A202教室
座長：市川 顕（東洋大学） (1人あたり発表15分、質疑5分) 【報告①】(10:20～10:40) 報告者：齋藤雄一郎（法政大学大学院（院生）） 題 目：「政策情報学と「自然性」概念：スポーツ政策における価値創造の研究から」 【報告②】(10:45～11:05) 報告者：太田康友（駿河台大学） 題 目：「反転授業の全面導入における共通教育センターの役割についての考察：初年次情報基礎科目における反転授業導入の成功事例と失敗事例から」		
研究発表（一般報告A）	10:20～11:35	10号館3階A303教室
座長：野崎造成（東洋大学） (1人あたり発表15分、質疑5分) 【報告①】(10:20～10:40) 報告者：日向浩幸（羽衣国際大学） 題 目：「地域ブランドの競争戦略に関する研究」 【報告②】(10:45～11:05) 報告者：山脇直祐（北九州市立大学大学院） 題 目：「戦後わが国住宅政策を巡る潮流の転轍と蹉跌：住宅政策におけるイノベーションの失われた30年」 【報告③】(11:15～11:35) 報告者：野崎造成（東洋大学） 題 目：「Regional Banks and Going Private: As an Option for Sustainability」		
研究発表（一般報告B）	10:20～11:05	10号館2階A204教室
座長：横江公美（東洋大学） (1人あたり発表15分、質疑5分) 【報告①】(10:20～10:40) 報告者：宮田伊織（早稲田大学大学院（院生））・友成真一（早稲田大学大学院） 題 目：「富山ライトレールによる環境まちづくりに関する研究：合意形成プロセスの観点から」 【報告②】(10:45～11:05) 報告者：高木昭美（芝浦工業大学） 題 目：「英国の地方自治体に関する現地調査報告：Mayorへのインタビューから英国の地域民主主義思想を考える」		

昼食休憩	12:00～13:00	
学会賞選考審査	12:00～12:15	10号館3階A305教室
第53回理事会	12:15～12:50	10号館3階A305教室
第16回定期総会	13:00～13:30	10号館2階A202教室
(※対象：一般会員) 司会：若井郁次郎（政策情報学会会長：モスクワ州国立大学） ①2019年度（第15期）活動報告・収支決算報告 ②2020年度（第16期）活動計画・収支予算案 ③理事選挙ならびに理事選挙手続の変更 ④その他		
休憩・移動	13:30～14:00	
基調講演	14:00～15:00	8号館7階125記念ホール
趣旨説明・司会：市川 顕（大会実行委員長：東洋大学） 講演者：松原 聡（東洋大学副学長） テーマ：「TOYO-GIR と日本の成長戦略」		
パネルディスカッション①	15:00～16:30	8号館7階125記念ホール
テーマ：「GIR：Global Innovation Ranking」 コーディネーター：松原 聡（東洋大学副学長・経済学部教授） パネリスト：今村 肇（東洋大学国際学部教授） 益田安良（東洋大学情報連携学部教授） 藤原直樹（追手門学院大学地域創造学部准教授） 笠井賢紀（慶應義塾大学法学部専任講師） 藤井真也（独立行政法人日本貿易振興機構デジタル貿易・新産業部部長）		
休憩	16:30～16:40	
パネルディスカッション②	16:40～17:40	8号館7階125記念ホール
テーマ：「グローバル・イノベーションをどう教えるか」 コーディネーター：市川 顕（東洋大学国際学部准教授） パネリスト：今村 肇（東洋大学国際学部教授） 泰松範行（東洋学園大学グローバル・コミュニケーション学部教授） 山本達也（清泉女子大学文学部地球市民学科教授） 藤井真也（独立行政法人日本貿易振興機構デジタル貿易・新産業部部長）		
学会賞授与式・閉会式	17:40～17:50	8号館7階125記念ホール
学会賞報告：市川 顕（学会賞選考委員長：東洋大学） 学会賞授与：若井郁次郎（政策情報学会会長：モスクワ州国立大学） 閉会挨拶：市川 顕（大会実行委員長：東洋大学）		
懇親会	18:00～19:30	TRES Dining
懇親会費：4,000 円		

研 究 発 表

政策情報学と「自然性」概念

スポーツ政策における価値創造の研究から

齋藤雄一郎（法政大学大学院政策創造研究科（院生））

キーワード：スポーツ政策、身体論、多自然主義、科学認識論、「自然性」

一.背景 政策研究における「自然性」理論の提起

本報告は、『政策情報学会誌』第13巻第1号に掲載予定の拙稿『「アンチ・ドーピング政策」における「ドーピング」概念の形成』から得た知見としての「(人間的) 自然性」理論の政策研究一般の諸潮流における位置づけというメタ理論的研究である。この背景として、「スポーツ」界における「ドーピング」や「アンチ・ドーピング政策」の研究について、日本の研究状況に以下の指摘がなされた動向が挙げられる。

「なぜ日本選手はドーピングをしないのか」を解明しようとするような研究が目につくが、こうした傾向の研究が増加することには強い懸念を覚える。たとえばこうした研究の一つでドーピングとは「正当なプロセスによらない結果重視の手法であり、正当な自らの努力によらない行為により競技力向上を図ろうとするもの」だと定義されるが、ドーピングがなぜ「正当」ではないのか、「正当」と「不当」を区別するものが何なのかは、問いに付されぬままである。¹⁾

これを受け、拙稿では「ドーピング」概念形成に関わる諸言説やアンチ・ドーピング政策理論をテキストとした系譜学的分析から、この政策の前提として「技術による(人間的) 自然の偽装」というカント認識論的「自然直観」が(経験主義の論理として) 措定されることで「ドーピング」概念形成における価値定立が可能になることを述べた。そのうえでこの理論はジョルジュ・カンギレムがいうところの一般性の哲学——正常とは、測定可能な性格の平均的なもの、ないし規格をさす語だということ——、一般性は本質のしるしであるという実在論的哲学の実証主義的性格をもつことを指摘した。

このように提起した「(人間的) 自然性」の問題が、主に「身体」についての議論をふくむ政策研究一般(にみられる価値定立や線引きについての議論)においていかなる位置を持つのかという問い²⁾は、政策情報学という潮流の「超領域」性と、カント認識論が定立した科学的基礎の批判的哲学としての思弁的実在論や人文社会科学におけるポスト構造主義が提出した多自然主義的認識論批判との対話に係る。

二.政策学の理論的諸前提——批判的合理主義、実証主義、認識論における操作的概念

科学主義であれ合理主義であれ、政策の実践や評価の正当性についての議論がこれまで体系的に理論化されてきた。本報告では、社会科学の認識論の問題点を指摘した科学認識論派による「自然性」の「科学的イデオロギー」論および、ポスト構造主義人類学から提出された多自然主義の理論的な位置に着目し、政策情報学におけるメタ理論的研

究の意義を論じる。そのために「経験諸科学の目標は、実在についての可能なかぎり間主観的に検証されうるような言明を定式化することにある。」³⁾ことを定義の手続きや合目的性、言語と実在の関係性の精密な分析に求めた批判的合理主義、パラダイム理論や生活世界論によって理性主義や科学主義が掲げた「没価値性」を対象とした科学批判の体系、生命倫理における「線引き問題」を主として、「社会的コンセンサス」や「客観的真理の発見というよりは対話を継続させることが重要」⁴⁾という「ポリプラグマティック」な意義を論じた諸潮流と、「自然性」理論の概念操作的な差異を明らかにする。

三.「自然性」および多自然主義と政策研究についての展望

政策学において、経済と福祉、人口論、衛生学に代表されるような問題系、たとえば「公共」という価値創造の理論は、多くの関心を集めるテーマだと思われる。「市民」や「労働者」「男女(制)」等々、多義的かつ多元的なカテゴリーを含んだ「政策の対象」の理論が定立されその問題点や解体について議論されてきた。そのなかで3節では「健康」を「増進」とするという政策的身体論の例をテキストに、「自然性」理論および多自然主義との関わりから、政策研究の理論的展望を論じる。

スポーツ政策の身体論および「健康」概念では、教育政策や医学(向上医学)の分野において、「身体の向上」という「価値」の定立と極めて限定的な意味での「健康」や身体観を「自然」なものとして概念化してきた。カンギレムはこれを「正常性の歴史」——規範概念と平均概念の混同——と述べた。これは批判的合理主義にならえば、科学的とはいわないまでも「合理的」であると承認されるところの手続きによってその「正当」を「客観性のしるし(カンギレム)」として主張しえたものである。この「自然」は、合理的なものであるがゆえに規範性を設定する働きをもつとされ、科学認識論ではまず医学を対象としてその「自然」の形而上学を明らかにしようと試みてきた。

政策のアクターとしての主体の操作、また実践と研究者の関わりを問う枠組みをもつ政策情報学において、現在までの「身体」の「自然性」と考えられてきた概念(の形而上学)を調査・分析することは、多文化主義・多元主義論争の認識論的方法から、その解体としての多自然主義における政策研究の理論的課題に関わる。そのうえで、「政策」と多自然主義の架橋はたとえば、「公共」等の形而上学を科学認識論的に明らかにしていく作業が考えられ、超領域的な理論的対話の基礎に資すると考える。

注および参考文献

- 1).ジャン=ノエル・ミサ, パスカル・ヌーヴェル編. 橋本一径. 訳. 2017.『ドーピングの哲学 タブー視からの脱却』. 新曜社. 306-307 頁
- 2).鈴木由加里. 「身体の問題」. 2005. 『法政哲学』創刊号. 法政哲学会 44-45 頁. では、「身体」を超経験的な存在論的カテゴリーとして特権化することと男女制の「自然化」を語源学的に分析し、「自然性」が制度をいかに支えているかという観点の研究を提起している。
- 3).ロルフ・プリム, ヘルベルト・ティルマン著. 金子光男, R・クルムアイヒ. 訳. 1987. 『社会科学の科学 批判的合理主義によせて』. 多賀出版. 69 頁
- 4).長尾龍一, 米本昌平編. 『メタ・バイオエシックス 生命科学と法哲学の対話』. 1987. 日本評論社. 青山治城. 「科学・技術と社会」83 頁.

反転授業の全面導入における共通教育センターの役割についての考察

初年次情報基礎科目における反転授業導入の成功事例と失敗事例から

太田 康友（駿河台大学情報処理教育センター）

キーワード：アクティブ・ラーニング，反転授業，教育の質の転換

1. はじめに

AI，ビッグデータ，IoTなどがキーワードとなっている現代，社会の情報化は以前にも増して急速に拡大しており，まさに第四次産業革命の時代とも言われており，このような変化の激しい時代において大学教育は質の転換を迫られている。それには学生たちが知識や技能の修得に留まらずそれらを活用する主体的な態度を身につけるような学びが重要であり，具体的には問題解決型の能動的学修いわゆるアクティブ・ラーニングの導入が我々大学教員に要求されていることは，中央教育審議会の答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け，主体的に考える力を育成する大学へ～」(中央教育審議会，2012年8月28日)からも明白である。

一方，初年次教育の観点からは，大学進学率が50%を超え大学全入時代となった昨今において平均的な基礎学力の低下からリメディアル教育の要素を包含する必要性があり，そもそも能動的学修に臨む以前とも言える基礎学力の欠如を補いつつ，それらを活用する主体的な態度まで修得させる必要があるという，高等教育機関として本来は学究の場たるべき大学が日本の教育システムの欠陥をすべて尻拭いしなければならない状況にあることは，特に私大文系大学の教育現場で日々たゆまぬ努力をされている教員の方々の肌感覚であるとも言っても過言ではなかろう。

2. 反転授業の導入成果

筆者は駿河台大学において初年次情報基礎科目を10クラス通年で担当している。政策情報学会第13回研究大会(2017年12月)における筆者の研究発表「初年次情報科目における反転授業導入効果についての定量的考察」では，反転授業の導入により平均点の上昇が見られ，クラス内の予習課題提出率とクラス平均点の相関から，上位層が学生グループ内の教師役となることによって下位層の底上げに繋がったことが要因であることが強く示唆されることを発表した。

さらに発表後に実施された授業アンケートの結果からは，授業外の自学自習時間の回答最頻値が2016年度の「0分」(5段階評価の1)から2017年度以降は「30分～1時間」(5段階評価の3)に変化するなど回答分布が大きく変動しており，学習効果を高めるために必要とされる学修時間の確保いわゆる単位の実質化(「学士課程教育の構築に向けて」(中央教育審議会，2008年12月24日，p.20)が，十分に達成できていることが判明した。

このように初年次情報基礎科目における“リメディアル教育的な基礎学力向上”と“主体的な学び”の両立は，事前学修を必要とする反転授業の導入によって十分に達成可能

であり、これは同様の両立が求められる英語や基礎数学など他の初年次教育全体に共通した傾向であることは容易に推察できよう。

3. 反転授業導入の失敗例

初年次情報基礎科目において反転授業の効果が大きいことが検証できたことから、筆者は非常勤先で担当している初年次情報基礎科目においても、2018 年度に反転授業を試みた。結論から言えば、この試みは単年度で終了し、継続的な導入には失敗した。この失敗は、本務先と非常勤先の勤務形態の違いというよりは、異なる教育方針に起因する共通教科書の構成の違いが要因であり、具体的には共通教科書の内容や用意された共通課題ファイルが反転授業を前提としていないものであったことで、教材作成が大きな負担となったことが最大の理由である。筆者の反転授業は基礎学力、理解度、応用力すべての向上を目的とした課題量を学生に課しており、事前学修課題、確認テスト、および授業内の発展課題の 3 タイプの問題を用意する必要がある。その中で学生が購入必須とされている共通教科書との整合性を図りながら適切な事前学修課題を設定することの困難さがあり、それこそが情報基礎科目に限らず初年次教育において全学的に反転授業導入を推進する障壁であろうことが、この導入失敗事例から強く推察される。

4. これからの共通教育センターの役割について

一方、本務先では筆者を含む共通教育センター専任教員 2 名が、通常授業形式にも反転授業形式にも対応可能な共通教科書を作成し、さらにはセンター専任教員が個々に作成した事前学修課題、解説動画、確認テスト、授業内課題、学習支援システム Moodle のコースバックアップのすべてを、非常勤教員に提供している。また、気軽に情報共有できるようビジネスチャットツール Slack を導入してセンター専任・非常勤が参加するチャンネルを作成し、反転授業におけるノウハウのすべてをいつでも提供する厚い支援体制を敷いた結果、2018 年度から科目担当した非常勤講師が本年度も脱落することなく反転授業を継続実施することが出来ている。

これらのことを踏まえると、主に初年次・2 年次を対象とした科目を担当することの多い共通教育センターの今後の役割は、“共通教育センターの重要な仕事のひとつはアクティブ・ラーニングによる授業改善と学内普及である”と位置付けた上で、個々の教員のサポートまで行う万全の体制を構築することではないかと、考察する次第である。

また、アクティブ・ラーニングや ICT の導入による授業改善はあくまで個々の授業改善の範囲に留まっているのが現状であり（例えば私立大学情報教育協会「2019 年度教育イノベーション大会」の予稿集）、全学的にアクティブ・ラーニングを展開していく上では、多数の同一科目と非常勤講師を抱える共通教育センターがイニシアティブを取ることが最も効果的であろう。共通教育センターが学部の下請け的な立場から脱却し、大学教育において重要なポジションを得るには、アクティブ・ラーニングの積極的な導入、最適な教材開発、学内への普及など、アクティブ・ラーニング拠点化することが必要であると強く主張したい。

地域ブランドの競争戦略に関する研究

日向浩幸（羽衣国際大学）

キーワード：地域ブランド、流通、競争、イノベーション、政策、情報

1. 地域ブランド

地域ブランドには、明確な定義がない。阿久津・天野(2007)は、地域のどの側面についてのマーケティングおよびブランド化を考えるかによって想定されるブランドが異なってしまうため、地域ブランドそのものを定義することが難しいと指摘している。地域ブランドは、主に、特定地域で生産されるなど、なんらかの地域的独自性、地域密着性を有している物理的商品や役務に付与され、地域名称と商品もしくは役務の名称を組み合わせて、ロゴやマークを商標登録し地域ブランドとして用いられていることが多い。地域ブランドとされているのは、一次産品から工業製品、役務まで非常に広範囲である。

内田(2004)によれば、それぞれの地域の持つイメージ（景観、自然環境、歴史背景、文化・風土、特産品など）が、固有の価値観があるものとして、地域を取り巻く様々なステークホルダーによって広く認知されたものとしている。すなわち、地域ブランドにおいて差異化をもたらすものは地域性、すなわち当該地域の自然、歴史、伝統に根ざす地域らしさのことであり、人々をして地域資源ブランドに対して何かを期待させ、また、地域資源ブランドを通して実感する当該地域らしさである。

2. 地域ブランドの特殊性

ブランドには、商品や家畜などに押す焼き印という意味があり、ブランドを商標という言葉に訳すときは、ブランドを識別するための印という意味として捉える。商標法では、地域ブランドは地域団体商標として見られ「地域の名称+商品または役務の普通名称（あるいは慣用されている名称）」からなる商標は「地域団体商標」として登録が認められる。ブランドは商標（ロゴやシンボルマーク）として登録することによって商標権を獲得し、排他的に使用できる。類似の商標を他人が使用している場合にはその使用差し止めを求めることができる。

青木(2004)は、企業ブランドが傘のように企業内の商品やサービスのすべてを覆ってそれらを統一する象徴であるように、地域ブランドを個別ブランドである柱を覆う屋根に擬え、個々の地域資源ブランドを束ねる存在として捉えている。そして、地域全体をブランド化し、それを地域の活性化につなげていく上での基本的プロセスを提示している。

3. 地域ブランドの構造

有田みかんのブランドには3つの類型がある。第1は、高品質の出荷が可能な生産条件を持つ集落の名称を冠したブランドであり、個人での出荷をベースに〇〇出荷組合という名称で市場に出荷されている。

第2は、品質の客観的データによる差別化ブランドであり、和歌山県農協連合会が中心に開発したものである。このブランドみかんの出荷には、まず生産者が栽培園地を農協に申請し、専門技術員の点検を受け合格した園地が栽培園地として登録される。出荷時に糖度、酸度のチェックと食塩検査を受けて基準に達した商品のみにブランドが付けられて販売される。この品質による差別化でブランドを支えているのが光センサーによる糖度、酸度の判定である。

第3は、特別な生産・選別・収穫方法による差別化ブランドである。有田地域の共撰共販組織の加入する生産者がマルチドリップ栽培で生産したみかんに限定し、さらに糖度13度以上、酸度1.1度以下の品質基準で選別されたみかんにこのブランド使用を認めている。

4. 地域ブランドの取組と競争

農家がみかんを有田みかんブランドで販売するのか、田村みかんブランドで販売するのかによって、その取扱い是不一样的。

みかん農家が共撰で販売する方法では、(1)役員のなり手が無い。(2)選果機の買い換え等の経費負担が困難である。(3)出荷時の手間の面で農家の負担が大きい。(4)出荷経費が割高である。などの問題があげられる。他方、個選で販売する方向では、(1)出荷時の荷造りにかかる労力負担が大きい。(2)全国的な販売情勢がつかみにくい。(3)商品が正当な価格で評価されない。(4)販売先の確保に不安がある。などの問題があげられる。本研究の独自性や重要性は、有田みかんの共撰と田村みかんの個選を中心に取り上げて、地域ブランドの競争戦略を明らかにする。

個選は生産から出荷・選別まで自ら行うものである。個人で行うため自分達の好きなブランドをつくることができる。他方、共撰は農家が生産だけを行い、その後の出荷はJAなどに任せるものである。個選と比べると労力がかからなくてすむものである。しかし、個選とは異なり自らのブランドを持つことはできない。

有田みかんや田村みかん産地としての差別的優位性を明確にする。今まで明らかにされていない個選と共撰の実態も明確にする。さらに、地域ブランドは多数の小規模・零細企業や生産者を地域内に抱え、本来品質管理がしにくい性格があり、品質水準を向上させ、消費者の信頼性を確保することが課題になっている。多様な販売主体によって重層的な生産・販売体制が確立された産地ではブランドの再構築が求められる。高品質生産対策とくに集出荷組織の整備再編の課題も解決する。

参考文献

青木幸弘(2004)「地域ブランドの構築の視点と枠組み」『商工ジャーナル』 pp.14-17.

阿久津聡・天野美穂子(2007)「地域ブランドとそのマネジメント課題」『マーケティング・ジャーナル』 Vol.27, No.1, pp.4-19.

内田純一(2004)「地域ブランドの形成と展開をどう考えるか：観光マーケティングの視点を中心に」『北海道大学大学院国際広報メディア研究科言語文化部紀要』 Vol.47. pp.27-45.

久保田進彦(2004)「地域ブランドのマネジメント」『流通情報』 pp.4-17.

インタビューにご協力くださった紀州柑橘類農園善兵衛の井上氏に感謝申し上げます。

戦後わが国住宅政策を巡る潮流の転轍と蹉跌

住宅政策におけるイノベーションの失われた 30 年

山脇直祐（北九州市立大学大学院法学研究科）

キーワード：住居、住宅、住まい、居住、住生活、
持家政策、労務管理、都市再生、人口減少

1. 序論

「住居」、「住宅」など「住まい」における「居住」は個人にとって生存の前提であり、そこでの「住生活」の環境は居住者の人生それ自体を左右しかねない。また、「居住」は主権の存する領域と国民の存在が前提となる近代国家にとって根幹をなし、その政策の枠組みは国内の生命・財産に対する国家の姿勢を映すといえるだろう。

わが国近代都市政策は明治、住宅政策は大正期以降に萌芽がみられ、戦災による喪失を経た戦後には戦前の蓄積により再構築されている。そしてそれは 1970 年代に総戸数が総世帯数を超えたことで質的な向上へ舵をきるはずであった。ところが、わが国の「住宅」はすでに「持家」率も上昇し実需が改めて急増するはずもない段階にいたっても、福祉国家の限界及び貿易摩擦に迫られた内需拡大策の対象として過剰供給され、バブル経済とその崩壊において「居住」とともに揺らぐこととなった。

以下では現代に直接連なり、近代以来の量的充足から質的向上への方向転換を経験した戦後以降にしばり、わが国住宅政策の下での「住宅」、「住生活」を量ることとしたい。

2. 戦後わが国における「一億総持家体制」の形成

住宅が集中する都市ほど罹災、史上最大であった領域の大半を失った第 2 次世界大戦後のわが国は 420 万戸と史上空前の住戸不足に陥り、政府も「罹災都市応急簡易住宅建設要綱」（昭和 20 年 9 月 4 日閣議決定）や「住宅緊急措置令」（昭和 20 年勅令第 641 号）発出のほか、地代家賃の統制や社宅建設の支援策を実施するなど機敏に対応した。

なお、連合国軍最高司令官総司令部が戦後改革を始める頃には内務省戦災復興院が「復興住宅建設基準」を示し、土地局地政課が先を見通し「宅地法案」、同局住宅企画課も「住居法案」を検討している。とくに「宅地法案」はその総合的政策と自治の確立、投機的売買の抑制や利用権の強化を目指し、民意による政策調整、公的利用促進や効用増進、供給調整、利用者の地位の保全を図ったが、内部調整に失敗し「住居法案」とともに廃案となった。後述する五月雨式立法や乱開発を思えば、その未成が惜まれる。

戦前に倣い、戦後住宅政策の体系が再構築されたのは 1950 年代前半にかけてであり、内務省国土局及び戦災復興院が建設省（現：国土交通省）となり（昭和 23 年法律第 113 号）、戦前の「市街地建築物法」（大正 8 年法律第 37 号）が「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）に改まり、戦前の「住宅組合」を原型に「住宅金融公庫」（現：住宅金融支援機構）（昭和 25 年法律第 156 号）、「公益住宅」から「公営住宅」（昭和 26 年法律第 193 号）、「同潤会」や「住宅営団」から「日本住宅公団」（現：都市再生機構）（昭和 30 年法律第 53 号）が現れ、社会階層に対応し「公庫」・「公団」・「公営」からなる

「住宅の 55 年体制」が完成した。もっとも、この頃、「三井三池争議」など労働運動の高揚や国際労働機関「労働者住宅に関する勧告」（1961 年第 115 号）を受け、大手企業などは「労務管理」や社内預金制度を通じた資金調達的手段として、加えて市場形成の観点からも社宅供給や家賃補助より持家新築支援に傾いていく。

続く 1960 年代後半には「地方住宅供給公社」（昭和 40 年法律第 124 号）が設けられ、「住宅建設計画法」（昭和 41 年法律第 100 号）による「住宅建設 5 箇年計画」の第 1 期は「1 世帯 1 住宅」、1970 年代前半の第 2 期は「1 人 1 室」を掲げ、総戸数が総世帯数を越えていく。ところが、その後もインフレ懸念や低成長経済、賃貸の劣悪さから長期金融による持家新築が志向され、「住宅建設 5 箇年計画」第 3 期は「最低居住水準」や「平均居住水準」の達成を掲げ、「勤労者財産形成促進法」（昭和 46 年法律第 92 号）制定、着工戸数も高水準が続くなど「持家政策」、「一億総持家体制」が強化された。

3. わが国における「戦後住宅政策の総解体」

1980 年代以降、貿易摩擦から内需拡大が要請され、福祉国家としての財政難もあり規制緩和による「アーバンルネサンス」構想が示され、バブル経済が形成されていく。すでに「住宅」の戸数は充足していたが、「住宅建設 5 箇年計画」第 4 期は「持家取得需要」への対応、第 5 期は「誘導居住水準」、第 6 期は土地の「高度利用」を目指し、第 7 期は「住環境の改善」や「ストック重視」を掲げつつも「市場重視」が強調され公的規律を放擲、地価暴騰は公団公社及び公営住宅の供給経営や持家取得を困難とした。

バブル経済が崩壊し 2000 年代にかけては「まちづくり三法」（平成 10 年法律第 79 号など）、「地方分権一括法」（平成 11 年法律第 87 号）、「都市再生特別措置法」（平成 14 年法律第 22 号）、「地域再生法」（平成 17 年法律第 24 号）の制定など都市や地域の再生に期待、「開発自由」を容認する「抜本的施策」が濫立した一方、他方で公団は「都市再生機構」（平成 15 年法律第 100 号）に縮小、「住宅関連三法」（平成 17 年法律第 78 号など）による公的賃貸住宅への財政支援や公庫融資の縮小、「住宅建設計画法」廃止などアフォーダブル住宅の供給も細る「戦後住宅政策の総解体」が続いた。

なお、この「戦後住宅政策の総解体」に際しかねて要請された基本法、「住生活基本法」（平成 18 年法律第 61 号）が制定され、政策目的は「住宅」の戸数充足や「人口減少」の予測で「住生活」へ転じた。もっとも、それは事業者に比し「住生活」への言及、期待水準が曖昧で監視・改善図る規定もなく、体系としてなお不十分である。

4. 結論

以上に照らせば、戦後わが国住宅政策は「住宅」の量的飽和、人口減少でより飽和し質的向上へ転ずる際も市場での持家取得に頼む経済政策と化してきた。今日、政策目的は遅ればせながら「住生活」自体の向上へ転じたが、不徹底の虞なしとしない。

<主要参考文献>

Jim Kemeny, From public housing to the social market : rental policy strategies in comparative perspective, Routledge, 1995.

海老塚良吉ほか『国際比較・住宅基本法 居住福祉研究叢書第 4 巻』信山社 2008 年

塩崎賢明編『住宅政策の再生 豊かな居住をめざして』日本経済評論社 2006 年

砂原庸介『新築がお好きですか？ 日本における住宅と政治』ミネルヴァ書房 2018 年

平山洋介『都市の条件 住まい、人生、社会持続』NTT 出版 2011 年

本間義人『戦後住宅政策の検証』信山社 2004 年

Regional Banks and Going Private

As an Option for Sustainability

野崎浩成（東洋大学）

キーワード : Regional Bank, MBO, MBI, Delisting, Bank Regulation, NIRP

As Financial Services Agency, or FSA, pointed out in their publications, the profitability of Japanese banks have declined. Though it is a globally common trend, we have seen much tougher situations in Japan than any other regions; more dependence upon net interest income and historically low margin may explain the relative inferiority of the profit base.

Among the several depository institutions, particularly, regional banks have faced the difficult managerial environment due to NIRP, or Negative Interest Rate Policy, implemented by Bank of Japan.

Given the severe environment, the management of those regional banks are obliged to deal with a various range of stakeholders, in terms of how to allocate the profits, which showed the shrinkage over the time. The dilemma comes from the legal structure of banks.

Every bank in Japan needs to be a joint stock company, and, therefore, has to take care of the interest of shareholders.

On the other hand, the regional banks are supposed to support the local economy in terms of a stable financing function.

Given the declining trend of profits, they have to satisfy the need of various stakeholders, who often have different interest. The conflict of interest is always the problem for those banks.

In search for the sustainability of management of regional banks, de-listing, or going private, is one option to choose.

By replacing the general shareholders, the banks may have the community consortium become the long-term stable shareholders.

In the presentation, the suggestion of the remedy will be given to reach the optimal condition, such that the incentive compatibility between the shareholders and bank management, and that the conflict of interest among several stakeholders should be substantially reduced.

富山ライトレールによるまちづくりに関する研究

合意形成プロセスの観点から

宮田伊織（早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科（院生））

友成真一（早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科）

キーワード：LRT、富山市、宇都宮市、合意形成、都市環境、コンパクトシティ

1. 研究背景・研究目的

環境問題への関心が高まる一方で、戦後のモータリゼーションの発展により市街地が無秩序に拡大した結果、中心市街地の衰退などの問題が深刻化してきている。

このような中、環境まちづくりにおいて LRT（Light Rail Transit; 次世代の軌道系交通システム）が注目されている。LRT は、居住地を集約化するためのインセンティブ（人々の動機付け）の手段として中心市街地の魅力を高めることができることはもちろんのこと、走行時の CO₂ 排出量やエネルギー消費量が少ない環境負荷低減型の都市活動を実現する効果があると期待されている。

2006 年、富山市で開業した LRT は、まちづくりと一体化したことにより成功を収めた一方、宇都宮市での LRT 事業では行政と市民との間の合意形成プロセスや LRT 導入における環境まちづくりのビジョンの不明確さなどの問題から、LRT 導入が進んでいない。本研究では、富山市と、比較対象として宇都宮市の事例を取り上げ、環境まちづくりにおいて LRT を導入する際の合意形成プロセス（特に市民合意形成に焦点をあてて）の課題や今後の展望を考察した。

2. 富山市における LRT による環境まちづくりの事例

富山ライトレールは、2006 年 4 月に開業し、富山市によると 2010 年度の 1 日平均利用者数は、LRT 開業前の旧 JR 富山港線のそれと比較すると平日で約 2.1 倍、休日で約 3.9 倍に増加している。

本事業は、2003 年 5 月に富山市長が、市議会で富山港線の路面電車化を正式発表して以降、約 3 年という短い期間で開業にまで至っている。深山ら（2007）による研究をもとに、特に合意形成における市民の関与を見ると、2003 年 5 月の「住民説明会」を皮切りに、7 月には「富山港線路面電車化検討委員会」が発足し、住民へのアンケートを実施している。2004 年 4 月には基金への寄付を呼び掛ける団体として「富山港線路面電車化事業支援実行委員会」が沿線自治会を主体とする「富山港線を育てる会」らにより設置され、同月に、地元デザイナーや沿線代表を含めた「富山港線デザイン検討委員会」が設置された。これと並行して市民参加型の「交通マスタープラン策定協議会」が 2003 年 11 月に設置され、従来からある南北一体まちづくりに加えて、コンパクトなまちづくりを実現することが目標とされた。¹

2005 年 10 月に国土交通省が発表した「まちづくりと一体となった LRT 導入計画ガイドダンス」によれば、まちづくりの目標を検討する計画立案の初期段階から LRT の計画・整備・運営に至る長期にわたり、市民が継続的に参画していける体制・組織を構築する

ことも有効と記述されているが、富山市の例を見ると、市民の計画段階からの参画がどの程度存在したのか、さらに調査を進める必要がある。この点から特に注目すべきは、そもそもまちづくりの目標が市民主導で進められたのか、そして、LRT 事業はその目標に合致した成果を生み出したのかという点であると考えられる。

3. 宇都宮市における LRT による環境まちづくりの事例

宇都宮市では、2022 年に LRT 開業を目指し利害関係者の調整が進んでいる。しかし以下のような問題が提示されている。①宇都宮駅を中心街は西側であり商業施設・クルマ走行・人の数が多く、一方東側への LRT の導入が東側の活性化をもたらすのか疑問がある、②宇都宮市はクルマ社会であるため、LRT の利用客がある一定の規模で存在するのか。一方、市は市民への情報開示が十分ではなかったとの反省から 2003 年～2004 年に「まちづくりと交通に関する懇談会」（計 4 回）を市民向けに開催し、2008 年には「ネットワーク型コンパクトシティ」形成などを掲げた。LRT 事業は 2018 年に着工したものの、採算性を疑問視する観点から反対意見がいまだに根強く、先行きが不透明となっている。伊藤ら（2010）は、市民合意形成手法として、わかりやすい情報提供や、特定の市民を対象とした深い参加などの、3 つのステップを提案しているが、宇都宮市で市民合意形成のための努力がどこまで行われてきたか疑問が残る。²

4. 考察

富山市では、合意形成がうまく進んだことで、短期間で LRT 事業が前進したことは明らかである。しかし、計画策定段階に遡って、市民の主体的参加による市民合意形成プロセスが存在したのか、さらに詳細な調査と分析を要すると考えられる。むしろ、行政主導による LRT 事業の前進が、その後の富山市での市民参加を促し、「環境モデル都市」（2008 年度）「環境未来都市」（2011 年度）につながったとも考えられる。その一方宇都宮市では、まちづくりへの市民参加の意識が全国的に進展している状況下で LRT 事業の議論が行われてきたと考えられ、そのために LRT 事業で生じた行政と市民との間の合意形成のプロセスの問題や、市民個人が直接的なつながりを形成できていない課題が、富山市の置かれた状況下とは異なる形で出現していると考えられる。

参考文献

1. 深山剛ほか．“なぜ富山市では LRT 導入に成功したのか？”運輸政策研究．2007．Vol. 6．No. 1．p. 22-36. <https://www.jterc.or.jp/kenkyusyo/product/tpsr/bn/pdf/no36-03.pdf>（参照 2019 - 11 - 01）．
2. 伊藤将司ほか．“宇都宮市 LRT 計画における市民意識変容と合意形成手法に関する研究”．都市計画論文集 No. 45-3．日本都市計画学会，2010，p. 847-852．
3. 青山吉隆，小谷通泰．LRT と持続可能なまちづくり：都市アメニティの向上と環境負荷の低減をめざして．学芸出版社．2008．223p．
4. 富山市都市整備事業の概要．富山市活力都市推進課．
<http://www.city.toyama.toyama.jp/data/open/cnt/3/9075/1/all.pdf>．（2019 - 10-26）．
5. まちづくりと一体となった LRT 導入計画ガイダンス．国土交通大臣都市・地域整備局．都市計画課都市交通調査室．2005．146p

英国の地方自治体に関する現地調査報告

Mayor へのインタビューから英国の地域民主主義思想を考える

高木昭美（芝浦工業大学）

キーワード：民主主義、意思決定、地域政策

はじめに

2019 年 8 月、筆者は、約 3 週間、英国の南イングランドの East Grinstead Town に滞在し、地方自治体の現地調査を行った。この町は、人口約 2 万 6 千人。ロンドンから国鉄で約 1 時間。南イングランドの典型的な田舎町である。現地調査では、都市公園、図書館、スイミングプールなどの公共施設の現地調査、Parish of Church と Town との関係のヒアリング、議員による政策決定が行われる Meeting の傍聴、Charity Party など自治体主催のイベントへの参加などを行った。

本報告では、East Grinstead Town の Mayor に対する約 1 時間にわたるインタビューの概要を報告する。このインタビューは、英国における地域民主主義とはどのようなものか、その根本的な考え方を実際に取材したいという問題意識から行ったものである。

インタビューの結果、英国の地域民主主義の思想に関するいくつかの知見を得ることができた。

2 East Grinstead Town の概要

- (1) 人口 約 26,000 人
- (2) 地勢 ロンドンから国鉄で約 1 時間。南イングランドの内陸の典型的な田舎町。
- (3) 自治体の特徴 Town Council であり Parish ではない。Mayor は議会の議員の中から議会の議員による選挙で選ばれる。

3 インタビューの概要

- (1) インタビューのきっかけ 筆者が直接面会要望のメール送ったところ秘書から返信があり、日程調整の結果、実現。
- (2) 日時 2019 年 8 月 6 日（火）11:00～12:00
- (3) Mayor の氏名。 Mr. Danny Flavor フィリピン系の移民。本職は病院のケースワーカー。周囲から推薦され議員に立候補、当選。さらに今回議会で Mayor に選任された。
- (4) 場所 East Grinstead Mayor Room

4 インタビューの内容

主に二つの質問を行い解答を得た。

(1) 問 1

(問)英国は市民の人種、宗教が多様化し、自治体の議員も多様化している。このよう

な多様な価値観の自治体で、意見調整をするにはどのようなことを心掛けているか。

(解答) 私は常日頃、議員としていろいろな市民と面会し、様々なイベントに出席し、そのときどきにおいて、市民の情報を得ようと努力している。議会では、多様な意見をじゅうぶん出し合い、議論し、最後は、議長である私の責任で決断している。

議員の意見がどうしてもまとまらない場合には、継続審議にする場合も多いが、最後は、多数決で決定する。

(2) 問2

(問) 英国の自治体でも、市民みずから公共の仕事を担うとともに、市民参加のシステムが広く普及していると思うが、直接民主制を積極的に取り入れることについては、どのように考えているか。

(解答) 市民参加は、当然取り入れるものであり、議員としては、議員の立場で日夜、市民の意見を吸収するように努力している。ICT化が進んでいるので、ほぼ、自動的に、自律的に、市民のための公共の仕事が動く分野が広がっており、必要な職員数も最小限になってきているが、議員自身の識見、社会活動をベースにした議会での活動、政策決定は、議員が、市政に対して責任をはたさなければならないと思う。

5 インタビュー結果からの考察

Mayor は、英国で初めての、フィリピン系の首長であり、同じアジア系の筆者に対して、オープンマインドな応接を示してくれた。そのこと自体が、自由で開かれた英国的民主主義の発想であるように解される。

2つの質問に対して、

問1については、常日頃からの議員としての情報活動の大切さ、議論の必要性、Mayor としての責任が地域の民主主義の根底にあると感じられたが、最終的な意思決定方式は、やはり「多数決」しかないことが確認できた。

問2については、公共の分野におけるボランティアや市民活動は、当然の前提としながらも、議員としての職責、議会制民主主義による地域の政策決定の必要性和重要性が示されていた。そもそも英国の自治体は、封建時代の領主が領地を管理するために雇った召使が地方公務委員の歴史的起源といわれているが、その中であって、議員は市民の代表として、市民の信頼を得て、日々、地域のために貢献しようと活動していることがうかがわれた。日本の地方自治体よりも、政策形成が、議員主導＝立法主導で行われているように考えられた。

基 調 講 演

<テーマ>

「TOYO-GIR と日本の成長戦略」

<基調講演者>

松原 聡 先生（東洋大学副学長）

<趣旨説明・司会>

市川 顕（東洋大学国際学部准教授）

パネルディスカッション①

<テーマ>

「GIR : Global Innovation Ranking」

<パネリスト>

今村 肇（東洋大学国際学部教授）

益田安良（東洋大学情報連携学部教授）

藤原直樹（追手門学院大学地域創造学部准教授）

笠井賢紀（慶應義塾大学法学部専任講師）

藤井真也（独立行政法人日本貿易振興機構デジタル貿易・新産業部部長）

<コーディネーター>

松原 聡（東洋大学副学長・経済学部教授）

パネルディスカッション②

<テーマ>

「グローバル・イノベーションをどう教えるか」

<パネリスト>

今村 肇（東洋大学国際学部教授）

泰松範行（東洋学園大学グローバル・コミュニケーション学部教授）

山本達也（清泉女子大学文学部地球市民学科教授）

藤井真也（独立行政法人日本貿易振興機構デジタル貿易・新産業部部長）

<コーディネーター>

市川 顕（東洋大学国際学部准教授）

【会場へのアクセス】

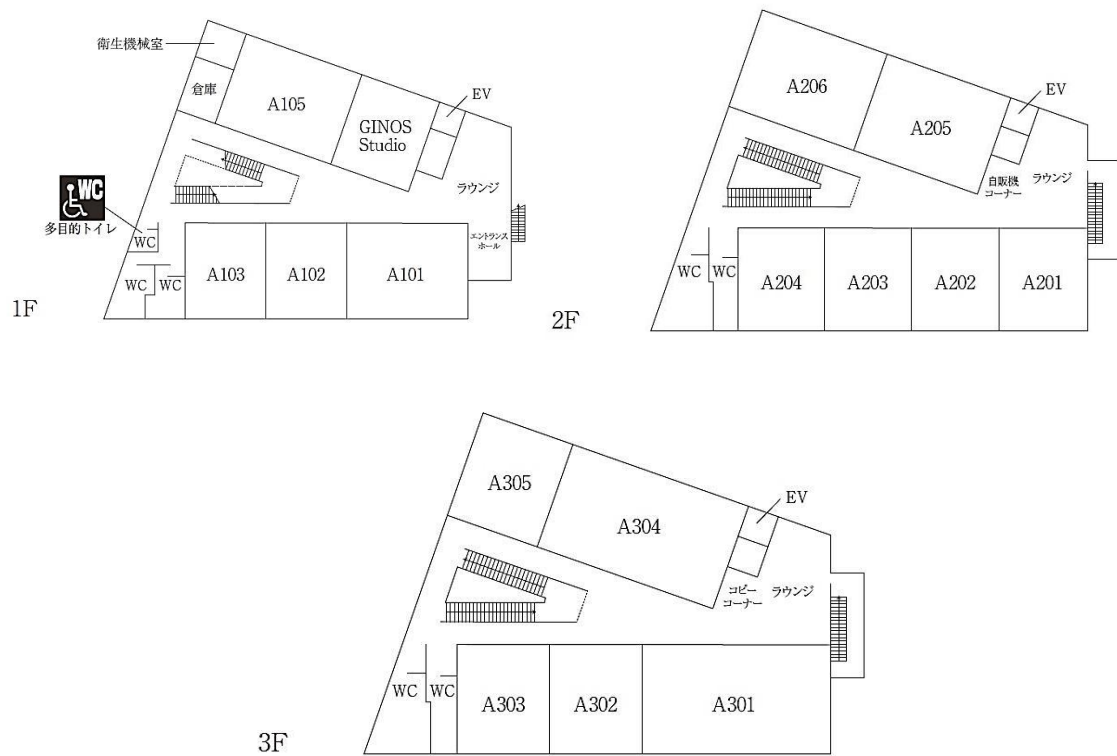
○交通アクセス <http://www.toyo.ac.jp/about/access/hakusan/>



■最寄り駅

- | | |
|----------------------------|---|
| ● 都営地下鉄三田線「白山」駅 | A1 出口から「西門」徒歩 5 分
A3 出口から「正門・南門」徒歩 5 分 |
| ● 都営地下鉄三田線「千石」駅 | A1 出口から「正門・西門」徒歩 7 分 |
| ● 東京メトロ南北線「本駒込」駅 | 1 番出口から「正門」徒歩 5 分 |
| ● 東京メトロ千代田線「千駄木」駅 | 1 番出口から「正門」徒歩 15 分 |
| ● JR 山手線「巣鴨」駅 | 南口から「正門・西門」徒歩 20 分
都営バス 10 分（「浅草寿町」行「東洋大学前」下車） |
| ● JR 山手線及び東京メトロ千代田線「西日暮里」駅 | |
| ● 日暮里・舎人ライナー「西日暮里」駅 | 都営バス 15 分（「池袋駅東口」行「東洋大学前」下車） |

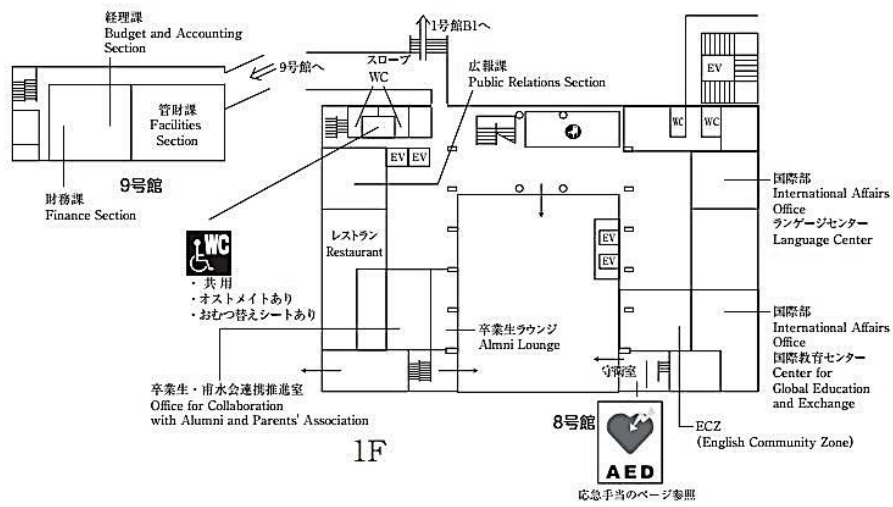
■使用教室 10号館教室配置図



■使用教室 8号館 7F 125 記念ホール



■懇親会場 8号館 1F レストラン



政策情報学会研究大会一口頭発表に関する規定一

政策情報学会 大会実行委員会

- (1) 研究大会における発表には、「口頭発表」がある。発表内容としては、政策情報学に関係した自由論題とする。発表内容は、必ずしも研究大会テーマに準拠する必要は無く、発表者が直接／間接的に政策情報学に関係していると判断したものを発表することと定める。
- (2) 原則として、口頭発表の申し込みは学会員に限るものとする。ただし、共同発表を行う場合には、筆頭発表者が学会員であれば良いものとする。また学会員は当年度学会費を納入済みであること。
- (3) 他学会において既に発表されたもの、ないしは応募中のものを、本学会に対して二重に申し込むことはできない。
- (4) 使用言語は、日本語または英語とする。それ以外の言語を使用する場合には、事前に大会実行委員会へ相談すること。
- (5) 口頭発表の希望者は、発表申込書と要旨を本学会大会実行委員担当者宛に提出する。提出方法は、(a) 大会実行委員会担当者への E-Mail による提出、(b) 郵送による提出、の2種類がある。なお、研究大会における口頭発表の申し込みの締め切りは、別紙の「政策情報学会研究大会研究発表の募集について」に定められた時期とする。
- (6) 発表要旨は、A4 用紙 1 枚以内として、和文の場合は 11 ポイント、英文の場合は 10 ポイント以上のフォントを用いる。
- (7) 発表要旨は、以下の点に留意して記述する。
 - (a) 題目：内容を明快に反映するものとして、出来る限り簡潔なものとする。
 - (b) キーワード：研究内容を迅速に示すべく、5～10 語句から構成されるものとする。
 - (c) 要旨内容：問題の所在、研究の独自性や重要性、主張や論点などを十分に反映させる。
- (8) 提出された発表要旨は、理事会および大会実行委員会において審査される。その結果によっては、本学会から発表者に対して、修正やリライトを求めることがある。なお、口頭発表採択者には、大会実行委員会から予め発表日時を追加し、予稿集に所収される原稿の執筆を求めるものとする。
- (9) 発表者は、大会実行委員会から指定された期日までに予稿集に所収される原稿を提出する。なお、予稿集の原稿は、『大会発表予稿集』執筆規定に従って作成する。
- (10) 発表者は、当日、各自の発表直前の休憩時間までに会場の受付に到着の旨、連絡を行うこと。

付則

1. 2012 年 7 月 6 日制定
2. 2013 年 11 月 30 日改定

政策情報学会『大会発表予稿集』執筆規定

政策情報学会 大会実行委員会

1. はじめに

大会実行委員会では、大会における会員による研究発表の記録保存を目的として、『大会発表予稿集』を製作する。この予稿集は、紙による冊子ないしは電子出版（CD-ROM）とする。製作は、研究大会の開催にあわせるものとする。

2. 原稿作成

原稿は、一般の学会誌などにおける論文形式と同一のものとする。提出するファイルは全て Word ファイルとする。

3. 記述項目

必須の記述項目は、「テーマ名」「発表者氏名」「所属」「本文」である。必要がある場合には、「サブテーマ名」「共同研究者」を記述する。なお、内容に応じて章節に区切って記述するようにする。

3.1. 原稿のフォーマット

原稿サイズは A4 とし、1 カラム（1 段）、40 文字×40 行、上下の余白は 30mm、左右の余白も 30mm で作成する。

記述する各項目の文字サイズとフォントについては、表 1 に示されている通りとする。また、行の揃えについては、表 2 に示されている方式に従うものとする。

また、参考文献などの記述フォーマットに関しては、科学技術振興機構による『SIST ハンドブック (<http://www.jst.go.jp/SIST/index.htm>)』に示されたものを基準とする。そのため、「SIST02（参考文献の書き方）」に基づく記述を義務付ける。

なお、提出ファイル名は「発表者氏名.docx」とする。

表 1 文字サイズとフォント一覧

項目	ポイント数	フォント
テーマ名	16	明朝
サブテーマ名	12	明朝
氏名（所属）	12	明朝
キーワード	11	明朝
本文	11	明朝
参考文献	10	明朝

表 2 行揃え

項目	行揃え
テーマ名	中央
サブテーマ名	中央
氏名（所属）	右
キーワード	中央
本文	左
参考文献	左

3.2. ページ数

Word ファイルのページ数については、2 ページ以内厳守とする。規定のページ数を超過した場合には、予稿集に掲載しない。

4. 原稿の提出先

発表者は、予稿集に所収される原稿を、完全原稿として研究大会実行委員会委員に E-Mail で提出する。

付則

1. 2005 年 11 月 17 日制定
2. 2013 年 11 月 30 日改定
3. 2014 年 11 月 29 日改訂
4. 2015 年 10 月 8 日改訂
5. 2017 年 9 月 29 日改訂

政策情報学会会員表彰制度内規

政策情報学会 学会賞選考委員会

- (1) 本会は、会員の優れた研究活動および顕著な学会活動を表彰するために、次の各賞を制定する。
 - ・学会誌賞
 - ・研究大会賞
- (2) 学会誌賞
対象者：学会誌投稿時満 39 歳までの会員、もしくは、終身在職権のある研究職に就いていない会員
候補作品：学会誌に投稿され、査読を経て掲載された論文および研究ノート
受賞者数：2 名以内
受賞制限：受賞者は 3 年を越えなければ再受賞できない。
- (3) 研究大会賞
対象者：研究大会報告時満 39 歳までの会員、もしくは、終身在職権のある研究職に就いていない会員
候補発表：研究大会において、研究大会賞選考のための報告会場にて報告されたもの
受賞者数：原則 1 名
受賞制限：とくに制限なし
- (4) 学会誌賞の選考・審査
 - ① 学会誌賞の選考と審査のために、学会誌賞選考審査委員会を設置する。
 - ② 学会誌賞選考審査委員会は、学会賞選考委員会委員長と論文審査委員会委員長および学会誌編集委員会委員長によって構成される。
 - ③ 学会誌賞選考審査委員会は、学会誌賞候補作品を翌年 4 月までに選考する。
 - ④ 学会誌賞選考審査委員会は、選考した学会誌賞候補作品を審査し、政策情報学フォーラム開催時の理事会までに受賞作品を決定する。
- (5) 研究大会賞の選考・審査
 - ① 研究大会賞の選考と審査のために、研究大会賞選考審査委員会を設置する。
 - ② 研究大会賞選考審査委員会は、学会賞選考委員会委員長と学会賞選考委員会委員長が依頼した理事 2 名によって構成される。
 - ③ 研究大会賞選考のための報告は、研究大会開催校の実行委員長が対象となる報告の中から選抜する。
 - ④ 研究大会賞審査委員会は、研究大会賞選考のための報告会場にて発表された報告を審査・決定し、研究大会当日の理事会にて報告・承認を得るものとし、当日中に受賞者に表彰する。
- (6) 審査結果、通知、授与
 - ① 学会賞選考委員会委員長は、選考審査の結果を会長に報告し、会長は理事会に諮り、速やかに承認の手続きを執り、受賞者に通知する。
 - ② 学会誌賞、研究大会賞の授与は、研究大会時に行う。

付則

1. 2015 年 4 月 23 日制定

政策情報学会第 15 回研究大会実行委員会

委員長（常任）	山神 進（立命館アジア太平洋大学名誉教授）
実行委員長	市川 颯（東洋大学国際学部准教授）
実行委員	野崎 浩成（東洋大学国際学部教授）
実行委員	笠井 賢紀（慶應義塾大学法学部専任講師）
実行委員	濱野 和人（千葉商科大学非常勤講師）

